

虐待防止マニュアル

（目的）

第1条 このマニュアルは、障害者虐待防止法及び児童虐待防止法の趣旨を踏まえ、JYFLDが運営する放課後等デイサービスかなで（以下「施設」という。）において、虐待を未然に防止するための体制及び虐待が発生した場合の対応等を定め、児童の権利利益の擁護を目的とする。

（虐待の定義）

第2条 「虐待」とは、当施設の職員が利用者に対して行う次の行為をいう。

- （1） 利用者の身体に外傷が生じ、又は生じる恐れのある暴行を加えること。
- （2） 利用者にわいせつな行為をすること又は児童にわいせつな行為をさせること。
- （3） 利用者の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置その他の職員としての監護を著しく怠ること。
- （4） 利用者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

・ 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

これらの事業に従事する人たちが、次の行為を行った場合を「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」と定義します。

- ① **身体的虐待**：障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由がなく障害者の身体を拘束すること。
- ② **性的虐待**：性的な行為やそれを強要すること（表面上は同意しているように見えても、本人からの同意かどうかを見極める必要がある。）
- ③ **心理的虐待**：脅し、侮辱等の言葉や態度、無視、嫌がらせ等によって精神的に苦痛を与えること。
- ④ **放棄・放置**：食事や排泄、入浴、洗濯等身の世話や介助をしない、必要な福祉サービスや医療や教育を受けさせない、などによって利用者の生活環境や身体・精神的状態を悪化、又は不当に保持しないこと。
- ⑤ **経済的虐待**：本人の同意なしに（あるいはだます等して）財産や年金、賃金を使ったり勝手に運用し、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

・やむを得ず身体拘束を行う場合の3要件

① 切迫性

利用者本人または他に利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いことが要件となります。切迫性を判断する場合には、身体拘束を行うことにより本人の日常生活に与える悪影響を勘案し、それでもなお身体拘束を行うことが必要な程度まで利用者本人等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が高いことを確認する必要があります。

② 非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないことが要件となります。非代替性を診断する場合は、まず身体拘束を行わずに支援する全ての方法の可能性を検討し、利用者本人等の生命又は身体を保護するという観点から、他の代替手段が存在しないことを複数職員で確認する必要があります。また、拘束の方法についても、利用者本人等の状態等に応じて最も制限の少ない方法を選択する必要があります。

③ 一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的であることが要件となります。一時性を判断する場合には、本人の状態等に応じて必要とされる最も短い拘束時間を想定する必要があります。

(虐待防止対応責任者)

第3条 虐待に関して責任主体を明確にするため、虐待防止対応責任者を置く。

2 虐待防止対応責任者は、管理者とする。

(虐待防止受付担当者)

第4条 児童、その保護者、関係者等（以下「児童等」という。）が虐待の報告を行いやすくするため、虐待防止受付担当者を置く。

2 虐待防止受付担当者は、児童発達管理責任者とする。

(虐待報告等の受付)

第5条 虐待防止受付担当者は、児童等からの虐待報告を随時受け付ける。また、虐待防止受付担当者が不在の時には、他の全ての職員が虐待報告を受け付けることができる。

その場合、速やかに虐待防止受付担当者へ状況を報告すること。

2 虐待防止受付担当者は、虐待の報告を受けたときは、直ちに「虐待通報の受付・経過記録書」を作成し、虐待防止対応責任者に報告する。

(虐待への対応)

第6条 虐待防止対応責任者は、前条の虐待の報告を受けたときは、障害者虐待防止法第16条に規定されている通報義務に基づき、市町村障害者虐待防止センターに虐待の通報を行う。

- 2 虐待防止対応責任者は、虐待の内容及び原因を調査し、必要な改善策を検討する。
- 3 虐待防止対応責任者は、児童の保護者、関係者等に対し、虐待が発生した経緯及び改善策について説明しなければならない。

(虐待を受けた児童や家族への対応)

第7条 虐待の報告を受けた虐待防止受付担当者は、虐待を受けた児童の安全確保を最優先に行う。

- 2 虐待を行った職員に対し、虐待の事実関係が明らかになるまでの間、出勤停止等の何らかの措置を講じ、児童が安心できる環境づくりを行う。
- 3 管理者は、虐待を受けた児童やその家族に対して虐待が発生した経緯、虐待の内容等を説明し、謝罪を行い信頼の回復に努める。

(改善に向けた措置)

第8条 虐待防止対応責任者は、職員会議を開き、虐待の再発防止策を検討する。必要に応じて、児童等とも協議の場を設ける。

- 2 虐待防止対応責任者は、虐待が発生した経緯及び改善策を記載した改善計画を策定し、児童等に説明する。

(虐待防止のための措置)

第9条 虐待防止対応責任者は、虐待の防止を図るため、定期的に職員研修を実施する。

- 2 虐待防止対応責任者は、虐待対応の仕組みや通報先について施設内掲示物、パンフレット等に記載し、周知する。

(虐待対応の記録・報告)

第10条 虐待防止受付担当者は、虐待報告受付から解決・改善までの経過と結果について所定の書面に記録する。また必要に応じて189（いちはやく）に連絡する。

- 2 虐待防止対応責任者は、虐待通報者及び被虐待者に対し改善を約束した事項について、随時又は一定期間後に虐待通報者及び被虐待者に状況を報告する。

附則

このマニュアルは、平成26年7月1日から施行する。

このマニュアルは、平成30年2月1日に改訂